

別表1～8 略
別表9

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）	<p>I 医師</p> <p>◎ 基幹型臨床研修病院（大学病院を含む。）が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、次に掲げる①又は②のいずれかに該当する場合は、合計額に0.9を乗じた額とし、①及び②のいずれにも該当する場合は、合計額に0.8を乗じた額とする。</p> <p>①研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額720万円を越える場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）</p> <p>②当該年度4月1日現在の都道府県内の研修医受入数の合計が、募集定員の上限を超えている都道府県に所在し、かつ、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）第3の3により、当該病院の募集定員が、直近の年度の研修内定者数の実績となっている病院で、当該年度4月1日現在で、施行通知第2の5(1)スによる募集定員を超えて研修医を受け入れている場合</p> <p>1 指導医経費 (1) 指導医経費 ア 1種地域及び2種地域 (67,000円/月額) × 研修医延人数 イ 3種地域 (56,000円/月額) × 研修医延人数 ウ 4種地域 (51,000円/月額) × 研修医延人数 エ 5種地域 (45,000円/月額) × 研修医延人数</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会等経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>2 プログラム責任者人件費 （プログラム管理に係るもの）</p> <p>3 賃金（指導医及びプログラム責任者の補助者雇上経費）</p> <p>4 役務費（通信運搬費）</p> <p>5 指導医、プログラム責任者（研修医指導分）にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>6 プログラム責任者養成講習会修了者及び臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に参加するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p> <p>7 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>8 へき地診療所等の研修経費 旅費</p> <p>9 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 指 導 費	<p>ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 (17,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費 (1 学年平均研修医数) 大学病院にあっては、 (40,000円/年額) × 研修医数 臨床研修病院にあっては、 (95,000円/年額) × 研修医数</p> <p>ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>3 プログラム責任者等経費 (1 学年平均研修医数)</p> <p>(ア) 研修医 1 人 327,000円/年額 (イ) 研修医 2～19人 491,000円/年額 (ウ) 研修医20人～ 981,000円/年額 (エ) 研修医の募集定員が20人以上で、将来小児科医又は産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを設けた病院 1,962,000円/年額</p> <p>4 研修管理委員会等経費 次に掲げる (1) 及び (2) の合計額 (1) 研修管理委員会 257,000円/年額 (2) 地域医療対策協議会等連絡調整 地域医療の研修を行う施設の選定や医師派遣等を行う際に、地域医療対策協議会や臨床研修施設等と調整のための会議を行う病院 85,000円×実施回数 ただし、実施回数の上限は2回を限度とする。</p> <p>5 へき地診療所等研修支援経費 (10,000円/日額) × 事業延日数</p> <p>6 医師不足地域宿日直研修事業経費 1 種又は 2 種地域に所在する病院又は診療所</p>	<p>10 指導医養成講習会の開催に必要な次に掲げる経費 報償費 (謝金)、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、食料費 (会議費))、役務費 (通信運搬費) (ただし、1 種又は 2 種地域に所在する基幹型病院において、指導医養成講習会を開催する場合に限る。)</p> <p>11 中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 研修プログラム作成者 (補助者も含む。) の謝金、人件費、手当、賃金、旅費 (連携する病院等との打合せにかかるもの)、派遣する指導医に係る人件費、手当</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>(1) 1年次生 $(80,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 2年次生 ア 指導医等が研修医と当直する場合 $(80,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 イ 指導医等がオンコール体制にある場合 $(20,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>7 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 (1) 指導医等が研修医と当直する場合 $(80,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数}$ ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 (2) 指導医等がオンコール体制にある場合 $(20,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数}$ ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合と</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>し、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>8 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 （1）指導医等が研修医と当直する場合 （80,000円／月額）×小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 （2）指導医等がオンコール体制にある場合 （20,000円／月額）×小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>9 指導医養成講習会開催経費 当該年度に開催指針に基づく指導医養成講習会を開催し、かつ、1種又は2種地域に所在する病院 1,030,000円／年額</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床 研究 修 業 等 補 助 金	臨床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>10 臨床研修指導医確保事業経費</p> <p>中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修を行うため、臨床研修プログラムを作成又は指導医を派遣する病院（医師不足地域の中小病院・診療所で3月以上、研修医が臨床研修を行う研修プログラムであるものに限る。）</p> <p>（1）中核病院</p> <p>大学病院又は人口10万人当たり医師数が全国値を上回る二次医療圏に所在し、募集定員10人以上の臨床研修病院</p> <p>ア 研修プログラム作成経費 1,822,000円／年額</p> <p>イ 派遣指導医経費 （11,000円／日額）×指導医派遣延日数 ただし、派遣延日数の上限は52日とする。</p> <p>（2）医師不足地域の中小病院</p> <p>人口10万人当たり医師数が全国値以下の二次医療圏に所在し、募集定員10人未満の臨床研修病院</p> <p>ア 研修プログラム作成経費 1,802,000円／年額</p> <p>イ 派遣指導医経費 （16,000円／日額）×指導医派遣延日数 ただし、派遣延日数の上限は12日とする。</p> <p>（注） 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p> <p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合</p> <p>次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>また、研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額720万円を超える場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）は合計額に0.9を乗じた額とする。</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役務費（通信運搬費） 2 指導医にかかる謝金、人件費、手当 3 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に参加するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費）	<p>1 指導医経費 (1) 指導医経費 ア 1種地域及び2種地域 (67,000円/月額) × 研修医延人数 イ 3種地域 (56,000円/月額) × 研修医延人数 ウ 4種地域 (51,000円/月額) × 研修医延人数 エ 5種地域 (45,000円/月額) × 研修医延人数 ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 (17,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費(1学年平均研修医数) 大学病院にあつては、 (40,000円/年額) × 研修医数 臨床研修病院にあつては、 (95,000円/年額) × 研修医数 ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>3 医師不足地域宿日直研修事業経費 1種又は2種地域に所在する病院又は診療所 (1) 1年次生 (80,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p>	<p>4 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>5 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当(事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>(2) 2年次生</p> <p>ア 指導医等が研修医と当直する場合 (80,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>イ 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>4 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所</p> <p>(1) 指導医等が研修医と当直する場合 (80,000円/月額) × 産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000円/月額) × 産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>5 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所</p> <p>(1) 指導医等が研修医と当直する場合 (80,000円/月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間に</p>	

